

衆議院国土交通委員会ニュース

【第211回国会】令和5年5月19日（金）、第14回の委員会が開かれました。

- 1 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）（参議院送付）
 - ・ 齊藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志、れ新）
 - ・ 津島淳君外5名（自民、立憲、維新、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、神津たけし君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志、れ新）
（質疑者） 泉田裕彦君（自民）、小宮山泰子君（立憲）、下条みつ君（立憲）、一谷勇一郎君（維新）、高橋千鶴子君（共産）、福島伸享君（有志）、櫛淵万里君（れ新）、古川元久君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

泉田裕彦君（自民）

- (1) 近年の豪雨等による災害の発生状況及び被害状況
- (2) 局所的な予報及び夜間前に予報を行うことで被害の軽減が期待できる見込みについての見解
- (3) 国からの予報情報の提供対象となっていない二級河川における洪水の予測能力の地方自治体における活用方策
- (4) 洪水情報や土砂災害情報等の予報情報を事前に説明を受けた者へのみ提供を許可することとした理由
- (5) 住民の避難行動の向上につながる可能性のあるネットアプリ等の情報及び中長期的な民間事業者等による洪水予測等の情報の提供の在り方に関する大臣の見解
- (6) 大学、防災科学技術研究所等と連携して、集中豪雨や集中豪雪などの気象現象を制御するための研究を進めていく必要性

小宮山泰子君（立憲）

- (1) 国土交通省の元事務次官による民間企業への人事介入問題について航空局長等の現役幹部が当該元事務次官と問題が初めて報道される直前に会食をしていたとする報道
 - ア 元事務次官による民間企業への人事介入問題が初めて報道される直前の元事務次官と航空局長との会食の有無に係る事実確認
 - イ 新たに発覚した事実を受け再就職等監視委員会への情報提供を行う大臣の意向の有無
 - ウ 本件の適切な事実確認及び対応に向けた大臣の決意
- (2) 気象業務法及び水防法改正案
 - ア 本法律案の対象とならない中小河川においても、洪水予測の高度化を進める必要性
 - イ 洪水キキクル等の気象情報によるリスク管理についての広報を推進する必要性
 - ウ 本法律案により、洪水等の予報の提供に当たって、予報業務許可事業者に対し、事前説明を受けていない第三者への予報事項の伝達を防止する措置が講じられた理由
 - エ 極めて専門性の高い技術系職員が多い気象庁における人材の確保及び育成のための取組内容

下条みつ君（立憲）

- (1) 局所的な土砂災害等の予報であれば、予報業務許可事業者から契約者に知らせるだけでなく契約者

以外の人々にも広く知らせるべきとの意見に対する大臣の所見

- (2) 河川堤防を基本的に土で造るとする土堤原則については現在の災害の規模、回数等に適していないためコンクリート等を用いるよう改める必要性
- (3) 河川の湾曲部における堆砂等の状態把握について水深を目視ではなくレーザーを利用して確認することにより防災を図る必要性
- (4) 気象庁が気象観測に使用する観測装置について、その設置台数を増やして気象精度を高めることに對する大臣の見解

一谷勇一郎君（維新）

- (1) 国と都道府県がより一層連携して防災対策に取り組み確実な避難につなげていく必要性
- (2) 予報業務の許可基準
 - ア 土砂崩れ、高潮、波浪及び洪水の予報業務の許可について、審査基準が明確ではないとの意見に対する見解
 - イ 土砂崩れや高潮等による現象の予報について気象予報士の設置を要しないこととしたことについての考え方
- (3) 本法律案により検定済みではない気象測器を予報業務のために補完的に用いることを可能とすることにより発生することが想定される観測誤差に対する考え方
- (4) 大学等の気象研究の成果を民間企業が活用できるようにするための取組に対する大臣の見解
- (5) 気象データがSDGsに生かされ民間の経済力の活性化につながる事例の国土交通省における把握状況
- (6) 企業のデータ利用の障壁を下げるため、事業者が気象業務支援センター及び河川情報センターから気象及び河川のデータを入手するための費用を下げるべきとの考えに対する大臣の見解
- (7) 土砂崩れ及び洪水の予報業務許可
 - ア 土砂崩れ及び洪水の予報業務許可を受けた事業者がこれまでに無い理由
 - イ 本法律案により令和10年度までに予報業務許可事業者を土砂崩れ予報10者及び洪水予報30者とする目標について、その実現に向けた具体的取組
- (8) 本法律案により自ら気象の予報をしない事業者が気象予報士の設置義務を免除されることによって、今後求められる気象予報士の役割

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 都道府県の求めがなくても国が都道府県指定河川の水位等に関する情報を提供することの可否
- (2) 洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会で議論されてきた早期の避難等に資する警報のタイミングについて、今後具体化される見通し及び地方自治体の警報発出に係る判断のために国が支援する必要性
- (3) 気象観測データに係る社会的混乱を防ぐため一定の技術基準や検定に合格した気象機器を使用することを義務付ける観測に関する原則及び警報に係るシングルボイスの原則について、本法律案による変更の有無
- (4) 従来は技術上の精度不足から気象予報士の設置を予報業務の許可要件としてきたことに対して本法律案で設置を求めないことに伴い、今後も予測の精度を担保していくための方法
- (5) 地方自治体が予報業務許可業者と契約し警報に係るシングルボイスの原則の下でお互いの予測情報を補完できるように国が支援する必要性
- (6) 気象は国民の命と財産に関わる重大な情報であるとの認識に立ち、気象庁の格上げを目指して人員及び予算を増やしていく必要性

福島伸享君（有志）

- (1) 新たに策定する気象関連現象予報業務の技術的な基準の内容
- (2) 特定予報業務について、予報業務許可業者が利用者に対して説明しなければならない事項を規定する新たな国土交通省令の内容
- (3) 民間への気象業務の開放を図るため、予報業務の許可に係る条件を事前に明らかにし法令で規定する必要性
- (4) 気象防災アドバイザー制度の活用に向けて、地方自治体への周知のみならず、予算措置及び市町村の防災計画に位置付けるといった制度上の措置等を行う必要性

楢淵万里君（れ新）

- (1) 地方自治体が管理する河川も含めた全国の河川の水門や樋管の遠隔操作化の現在の進捗状況及び今後の目標
- (2) 多摩川の河川整備基本方針の変更を反映した河川整備計画の改定時期及び当該計画に基づく堤防整備の完了時期並びに事業に要する費用の見込み

古川元久君（国民）

- (1) 最近、豪雨災害が激甚化、頻発化していることの要因について地球温暖化の影響との関係の有無
- (2) 温暖化が進行した場合の日本の気象に与える影響の想定
- (3) 気象庁等による温暖化についての広報活動
 - ア 温暖化が進んだ場合の危機感を共有するため、気象庁において温暖化の影響や防止の観点に立った広報活動を積極的に行う必要性
 - イ 温暖化のリスクを正しく理解し激甚化する気象災害から身を守るために学校教育の場で気象予報士等の専門家が温暖化の影響等を積極的に周知する必要性
 - ウ 温暖化等に関し積極的に国民に広く周知して行くことについての大臣の意気込み